

川俣小学校スクールバス運行業務委託仕様書

1. 業務名

川俣小学校スクールバス運行業務委託

2. 契約期間

契約の日から令和11年3月31日

3. 運行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

4. 目的

川俣小学校及び川俣中学校の児童生徒等の登下校に必要なスクールバス運行業務について、安全かつ効率的に運行するための技能を有する事業者に委託することにより、児童生徒等の安全な通学手段の確保を図る。

5. 業務の内容

本契約により委託する業務の内容は次のとおりとする。また、各運行の対象とする学校は下表のとおり。

運行の種類	対象とする学校名
小学校等の登下校	川俣小学校 川俣中学校（小島田代地区の生徒は通年、登下校とも利用可能。田代地区以外の小島地区の生徒は通年、登校のみ利用可能。それ以外の地区の生徒は、町規則で定める条件を満たす者について、冬期間（12月～3月）の登校便のみの利用とする。）
臨時運行	川俣小学校 川俣中学校（特別支援学級）、山木屋小中学校

（1）登下校に係る運行業務（通常運行）

学校の登校日及びその他登校が必要な日に運行をおこなう。

- ① 小学校の登下校に係る年間運行日数は204日予定とする。なお、学校の教育活動により変更が生じた場合はこれに従うものとする。また、1日の運行回数は次のとおりとするが、これについても変更が生じた場合は従うものとする。

運行回数	予定回数	
登校 1 回 + 下校 1 回	66 日	
登校 1 回 + 下校 2 回	107 日	
登校 1 回 + 下校 3 回	31 日	
合計	204 日	(1 年度あたり)

- ②運行経路及び乗降場所は、別紙「運行経路一覧」のとおりとする。ただし、児童生徒等の転居等により変更が生じる場合がある。
- ③年間運行日数及び運行回数の変更、運行経路の内容の変更、運行経路（運行車両）の数に変更が生じた場合の契約の変更は、委託者と受託者の協議により決定する。

(2) 臨時運行等に係る運行業務（臨時運行）

小中学校の見学学習や学校行事（陸上大会等）に必要な運行をおこなう。

- ①年間予定回数は、次のとおりとする。学校の教育活動により変更があった場合はそれに従うものとし、これによる契約の変更は、委託者と受託者の協議により決定する。

臨時運行予定回数

総運行距離	予定回数	
5km 未満	8 回	
5km 以上 10km 未満	26 回	
10km 以上 15km 未満	0 回	
15km 以上 20km 未満	6 回	
20km 以上 25km 未満	11 回	
25km 以上 30km 未満	6 回	
30km 以上 35km 未満	18 回	
35km 以上 40km 未満	5 回	
40km 以上 45km 未満	3 回	
45km 以上 50km 未満	0 回	
50km 以上	3 回	
合計	86 回	(1 年度あたり)

- ②学校から臨時運行の申請があった場合、委託者はその申請書の写しを受託者に送付し、受託者は内容を十分に確認した上で臨時運行をおこなうものとする。

（3）日常的な車両管理及び清掃

受託者は、委託者が準備するスクールバス車両についてその維持管理及び給油等の必要な作業をおこない、安全な運行と車内環境の維持に努めるものとする。

- ①運転手は、運行前後に車両点検をおこない、不備があれば速やかに受託者に報告をおこなう。報告を受けた受託者は、速やかに委託者に報告し、指示を仰ぐものとする。
- ②車両を常に清潔な状態に保つため、適宜清掃をおこなう。また、感染症予防のため、定期的な換気と手すり、ドア等の消毒をおこなう。
- ③車両は、委託者の指定した場所に保管し、常に善良なる注意をもって管理・保管をおこない、本委託業務以外の目的に使用しないこと。

（4）事故処理に関する業務

- ①受託者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故が発生した場合は、速やかに委託者及び関係機関に連絡し、誠意をもって対応すること。
- ②受託者は、委託者に修繕や保険請求について必要な書類を求められた場合は、速やかに提出することとし、その手続きについても協力すること。
- ③委託者は、受託者の故意又は重過失による事故等により委託者に損害が生じた場合は、受託者にその損害に係る賠償を請求することができる。ただし、その原因が受託者の責によらないものは、この限りではない。
- ④その他、緊急時の対応については、別途委託者の作成するマニュアルに従うものとする。

（5）運行の安全確保

スクールバスの運行業務にあたっては、道路交通法その他関係法令を遵守するほか、その利用者が児童生徒等であることを考慮し、安全安心な運行に努めるものとする。

- ①運転手は、大型第一種免許以上を有し、また、道路事情及び地理等を熟知し安全な運行をおこなうことのできる者とする。
- ②運転手は、スクールバスの運行にあたり、児童生徒等の安全に配慮するよう努めなければならない。特に、飲酒・酒気帯び状態での運転は決しておこなわないこと。
- ③運転手は、乗車中及び乗降時の児童生徒等の安全確保について細心の注意を持って配慮するほか、運行後には全ての児童生徒が降車したことを確認すること。
- ④運転手は、運行の途中等で一時的に駐車するときは、車両から離れてはならない。やむをえず車両から離れる場合、盗難及び損傷防止のための処置を講じなければならない。

(6) 業務報告及び委託料請求

- ①受託者は、毎月分の業務日報を翌月の委託者の指示する日までに提出する。
- ②委託料は、業務日報の提出の際にあわせて請求をおこなう。その金額は、契約総額を契約年数で割った額の1／12の額とし、100円未満の端数は最終月に請求するものとする。
- ③委託者は、業務日報及び請求書の内容を点検し問題の無い場合、請求書を受け取ってから15日以内に委託料を支払うこととする。

(7) 運行に関する連絡調整

- ①受託者は、業務の遂行にあたりスクールバス等の運行管理業務について専門的な知識を有し業務全体の指揮統括及び調整をおこなうことのできる業務責任者、道路運送法に基づく運行管理者、道路運送車両法に基づく整備管理者を定め、毎年度始めに委託者に書面で報告するものとする。
- ②受託者は、スクールバスの運転手の氏名等を毎年度始めに書面で報告するほか、その者の運転免許証の写しと健康診断書の写しを提出するものとする。また、運転手が変更となった場合も同様とする。
- ③委託者は、学校との連絡調整をおこない、毎月分の運行計画表を作成し、前月の25日までに受託者に送付する。
- ④通常運行、臨時運行ともに、受託者は運転手の勤務等の調整に努め、必要な運行を遺漏無くおこなうものとする。

(8) 車両整備等に係る連絡調整

- ①受託者は、次の業務について業者等と日程調整をおこない、安全な運行のための車両整備に努めるものとする。
 - ・定期点検（3か月点検及び12か月点検）
整備業者については、毎年度始めに受託者との協議により決定する。
 - ・タイヤ交換
毎年11月末までに完了するものとする。委託者が業者を選定し、受託者に知らせる。
 - ・給油
給油業者については、毎年度初めに委託者が業者を指定し、受託者に知らせる。
- ※上述の整備及び給油に関する費用は、委託者が負担する。

(9) その他

- ①受託者は、業務の詳細について委託者と適宜打合せをおこない、業務を遂行すること。
- ②業務を履行するにあたり知り得た情報は、契約の終了後も含め第三者に知

らせてはならない。

③受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

④その他、この仕様書に定めのない事項や、疑義の生じた場合、委託者と協議のうえ処理するものとする。